

## 返 還 の し お り (要保管)

当会からあなたに貸与した奨学金は、あなたが学費等として「借りたもの」であるため、学校を卒業・退学、貸与辞退などで借用期間が終了した後は、連帯保証人と連帯して必ず全額返還して下さい。

あなたからの返還金がありませんと、後進奨学生への奨学金貸与に支障をきたしますので、返還にあたってはこの点を考慮されて下さい。

### ◎奨学金返還上の注意

1. 奨学金の返還は、あなたが「奨学金借用証書」に記入し届出た方法（返還方法、返還額、払込予定期日、払込方法）にしたがって**確実に返還**して下さい。
2. 払込予定期日が過ぎても返還しないときは、あなたに督促請求することはもちろん、**連帯保証人にも請求**します。さらに返還されないときは、**家族や勤務先に連絡**または訪問することがあります。  
また、長期に亘って滞納した場合、法に定められている**遅延損害金**を請求するほか別途法的措置をとることがあります。
3. 災害傷病その他真にやむを得ない事由があり、当会が奨学金の返還を困難と認めた場合は返還を猶予することがあります。その場合は、早めに当会に連絡、相談下さい。  
返還猶予を受けようとするときは、その事由に応じて、**事由を証明することのできる書類**を添付し、連帯保証人と連署の上、「奨学金返還猶予願」を提出して頂きます。

### ◎奨学金借用証書記載、提出時の注意

1. **連帯保証人**：連帯保証人は、本人と連帯して弁済の義務を負う者であるため、父母・兄弟姉妹等から、心身が健康で、かつ借用奨学金の返済能力のある方を選定して下さい。  
また、氏名は**必ず自署**し、押印は実印で行い、「印鑑登録証明書」と年収・所得を証明する公的書類を提出して下さい。（源泉徴収票の写し可）
  2. **本人現住所**：本証書記入時の現住所を記入して下さい。**確実に当会からの郵便物を受信**できるよう建物名称なども省略せずに**正確に記入**して下さい。  
就職等で住所が変わる予定の場合はその旨を備考欄に記入し（例：4月から就職のため転居予定等）、**新たな住所が確定後速やかに別紙の「住所職業届」を提出**して下さい。  
※郵便局へ必ず転居届・郵便物転送届の手続きを行うこと（e転居）
  3. **本人勤務先**：卒業後のことを記入して下さい（例：会社名、大学院名、留年、休学等）。
  4. **連帯保証人現住所・勤務先**：  
現住所のほか単身赴任中の方は、自宅（帰省先等）の住所・電話番号等必ず記入願います。また、当会からの関係書類の郵送先を選択して下さい。  
なお勤務先は、会社名・役職・所在地・電話番号を記入して下さい。
- ※ 借用証書提出後に、上記1～4の記載内容等に変更があった場合は、速やかに当会に届け出て下さい。また、連帯保証人を変更する場合も届け出て下さい。
- ※ 届出様式は当会ホームページに掲載していますので、当会様式にて郵送または当会宛メール等にて必ず行うこと。

5. 返還方法：貸与終了後6ヶ月を経て、貸与期間の2倍の期間以内に返還を完了して頂きます。通常は3月に貸与期間が終了し、10月から返還開始となります。

奨学金の返還は月賦（毎月）、半年賦（12月、7月）、年賦（10月～3月）、一括（全額を一括で返還）のうち、最も返還しやすい方法を選択して下さい。

また、月賦と半年賦または月賦と年賦の併用した返還も可能です。この場合の月賦返還額は通常の月賦返還額と同額となります。（返済期間が短縮されません）

半年賦の方は12月からの返還開始となります。

年賦での返還者は10～3月の間で返還月を決めて下さい。

## ◎返還金額

1. 返還額の算出（当会規程による）

(1) 月賦返還額：借用金額(含入学準備金)÷(借用期間×2倍)

※ 計算の都合上1,000円未満は切上げて1,000円とする。

(2) 半年賦返済額：月賦返還額×6ヶ月（12月および7月に前払いとする）

(3) 年賦返還額：月賦返還額×12ヶ月（10月から3月の間で返還する月を選択）

(4) 併用返還額：月賦返還額+（月賦返還額×任意月数）

※いずれも返還額は、当会規程の返還月額を上回って返還することは可能です。

2. 返還金額の例（貸与奨学金が毎月30,000円の場合）

（単位：円）

借用金額		入学準備金あり		入学準備金なし		入学準備金あり		入学準備金なし	
		2,220,000	2,160,000	1,500,000	1,440,000	1,080,000	720,000	360,000	
借用期間/返還期間		6年/12年	6年/12年	4年/8年	4年/8年	3年/6年	2年/4年	1年/2年	
返還金額	月賦	毎月	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	半年賦	12月/7月	96,000	90,000	96,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	年賦	10月～3月	192,000	180,000	192,000	180,000	180,000	180,000	180,000
	一括	10月～3月	2,220,000	2,160,000	1,500,000	1,440,000	1,080,000	720,000	360,000

## ◎返還金の支払方法

奨学金の返還は下記の1～3のうちから、もっとも返還しやすい方法を選択して下さい。いずれの場合も毎月、27日までに返還して下さい。

1. ゆうちょ銀行自動払込による返還方法

ゆうちょ銀行（郵便局）からの自動払込方式。

ゆうちょ銀行に新たに口座を開設、または既に口座をお持ちの方。

毎月27日（土日祝日の場合は翌営業日）にあなたのゆうちょ銀行口座から、その月分の返還金（月賦、半年賦、年賦、併用型）が自動で引き落され、当会へ送金されます。

この方法によると皆様には次のような利点があり、ほとんどの方が利用しており、当会はこの方法をお勧めしています。

(1) 引き落とし日の前日迄にあなたのゆうちょ銀行口座に返還額を入金しておくことで、送金の都度金融機関に出向く必要がありません。

(2) 送金手数料は当会で負担。

(3) 全国津々浦々にある、ゆうちょ銀行（郵便局）が利用可能です。

※ 当会から自動払込利用申込書記入例を送付しますので、自身でゆうちょ銀行に赴き手続きをされて下さい。

※ なお、一括返還を希望される場合は、自動払込を選択せず、次の2(当会ゆうちょ口座振込)と3(当会みずほ BK 口座振込)の何れかの方法により返還手続きをされて下さい。

## 2. 当会ゆうちょ銀行振替口座への振込による返還方法

当会が発行する**払込取扱票**(赤枠用紙・この場合に限り手数料は当会負担)に返還金額、採用番号6桁等を記入し、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局窓口またはATM)にて当会ゆうちょ銀行振替口座へ払込手続きをして下さい。

また、払込取扱票を使用しないで当会ゆうちょ銀行振替口座へ振込(送金)も可能ですが、この場合の送金手数料は振込者本人の負担となります。

振込手続きの際は、払込依頼人名入力のほか採用番号(6桁)を入力して下さい。

※「払込取扱票」用紙は当会から各人へ送付します。(不足する場合は請求願います)

振 替 口 座： 00180-6-74811

口 座 名 義： 公益財団法人 日鉄鉱業奨学会

コウエキザイダンホウジン ニツテツコウギョウショウガクカイ

## 3. 当会みずほ銀行口座への振込による返還方法

最寄りの金融機関で、以下の当会「みずほ銀行」指定口座に振込手続きを行って下さい。(この場合の送金手数料は振込者本人の負担となります)

振込手続きの際は、払込依頼人名入力のほか採用番号(6桁)を入力して下さい。なお、代理の方が振り込まれる場合でも、奨学生の本人氏名と採用番号の入力を願います。

ご不明の際は、各金融機関担当窓口でお尋ね下さい。

振込先口座： みずほ銀行(0001) 四谷支店(036)

普通預金口座 1105889

口 座 名 義： 公益財団法人 日鉄鉱業奨学会

コウエキザイダンホウジン ニツテツコウギョウショウガクカイ

以 上

### 【奨学金返還メモ】

氏 名：  
採用番号： — —  
返還方法：  
月 額：  
(その他 )

### 【お問合せ先】

住所・電話番号・メールアドレス・勤務先等の変更、連帯保証人に関する変更、その他変更があった場合、また返還方法・返還額等について質問・相談等お問合せの際は、あなたの採用番号と氏名をもって、以下へ早めにご連絡願います。

なお、当会ホームページ(URL)に当会の情報、届出様式等があります。

また、当会の電話番号、メールアドレス等をスマホ等へ**必ず登録**されておいて下さい。

※登録例：会名の後に採用番号6桁を登録「日鉄鉱業奨学会 00-00-00」、

またはアドレス帳の「メモ欄」に採用番号6桁を登録「00-00-00」

### 公益財団法人 日鉄鉱業奨学会

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町14番33号

四谷コーポ104号室

TEL：03-3359-5455 ・ FAX：03-3359-5456

E-mail：shougakukai@nittetsukou-shougakukai.jp

URL：https://www.nittetsukou-shougakukai.jp/